

ネットとうほく 2023 (検) 第2号-1
2023年(令和5年)5月25日

〒980-0011
仙台市青葉区上杉1-14-15
株式会社グラン・スポール 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>



照会書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。2017年(平成29)年4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体は、貴社に対し、2022年7月21日付で「終了通知書」を送付していましたが、貴社のホームページに掲載されている約款について、当団体にご回答いただいたとおり規約が改定されていない旨の申し出がありました。

つきましては、本書面到達後2か月以内を目処に、本照会に対する回答をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動、内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

第1 照会事項

【照会事項1】

1 これまでの経緯について

貴社は、会員規約について、当団体に対する2022年5月9日付「回答書」

において「会員規約の改訂版の発効については、ご確認いただいた後に、速やかに行います。」と回答していました。

そこで、当団体から貴社に対しては、2022年7月21日付「終了通知書」において、当団体が貴社の規約を確認したことを回答し、申入れを終了する旨通知しております。

しかし、当団体でも確認したところ2023年5月2日現在において、貴社のHPに掲載されている規約は2021年10月3日付のものとなっております。

2 照会内容

- (1) 上記1でも指摘した会員規約について、現在貴社の規約が当団体に回答したとおりの内容に変更されているのかご回答ください。
- (2) 貴社のホームページ上の規約が2021年10月3日付けのものとなっている理由についてご回答ください。

【照会事項2】

1 終了通知書での指摘について

当団体の2022年7月21日付「終了通知書」において指摘しておりましたが、貴社のホームページ上に掲載されている会員募集広告については、入会金や月額会費等について本来の金額より期間限定で販売価格を下げている旨の表示となっており、同様の内容で募集期間を更新し続けることは景品表示法5条2号の有利誤認表示に該当する可能性があります。

2 照会内容

- (1) 貴社の各店舗において、直近3ヶ月においてどのような会員募集広告を行っていたかご回答ください。
- (2) 貴社の各店舗の会員募集広告について、直近3ヶ月分をご提供ください（貴社ホームページに掲載していたチラシでかまいません）。

以 上